

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂
北海道清里高等学校

1 目的

この「いじめ防止基本方針」は、「北海道いじめの防止等に関する条例」に基づき平成26年8月に策定（令和5年3月改訂）された北海道いじめ防止基本方針を踏まえ、本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を定めるものである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要がある。

本校では、いじめの積極的な認知や「いじめ対策委員会」を中心とした早期からの組織的対応により、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消に向けた取組を推進する。また、校訓である「自立 実践」を柱とした様々な教育活動によって、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目指していく。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめを理解するに当たっての留意点

- いじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの内容

具体的ないじめの態様として主に次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、教育的な配慮や被害生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求めることが必要なことも含まれることから、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携をする。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する。

(4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

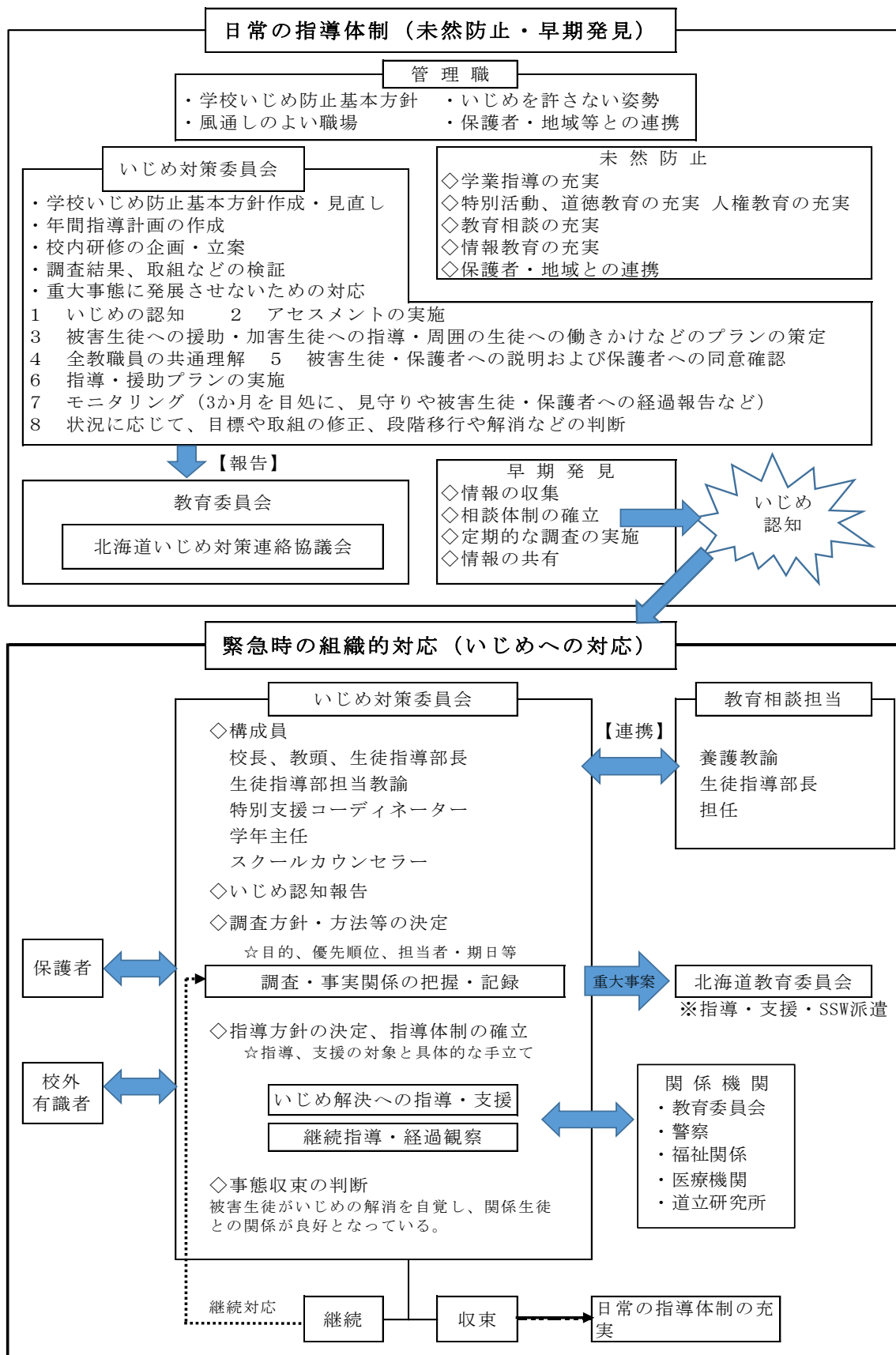
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校と保護者、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断をする。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察をする。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応



◆チェックリスト

情報収集には、次のチェックリストを活用する。

いじめの早期発見のためのチェックリスト

記入日：令和 年 月 日

記入者：

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・〔 〕
- ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・〔 〕
- ☐ 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・〔 〕
- ☐ 表情が暗く（さえず）元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。・〔 〕
- ☐ 体に擦り傷やあざができていことがある。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

授業や給食の様子

- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 発言したり、ほめられたりすると冷やかしやからかいがある。・・・・・・〔 〕
- ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

放課後の様子

- ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 一人で下校することが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・・・・・・・〔 〕
- ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。・・・・・・〔 〕
- ☐ 部活動の話題を避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

4 いじめの予防

次の取組を推進する。

- 生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組
- 生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組
- 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組
- 生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動などの取組
- 「生命（いのち）の安全教育」に関する取組
- 生徒が自主的に行う生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動
- 「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮した適切な支援、組織的な指導
- 「多様な背景を持つ生徒」への、生徒の特性等を踏まえた日常的で適切な支援、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な組織的な指導
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等の実施

【擬態的な取組】

- ・「国際理解」、「地域連携」を柱に望ましい人間関係を醸成する教育活動を通して、多様性（出身地域・ジェンダー・障がい等）を認め合い、いじめの未然防止に繋がる人権教育の推進
- ・生徒の相談体制の充実、相談しやすい環境の整備
- ・生徒一人ひとりの良さを生かす授業改善、学習指導の充実
- ・地域の教育資源を活用したユネスコ型体験学習の実践および実践成果の活用
- ・ソーシャル・スキル・トレーニングなどを活用したコミュニケーション能力の育成
- ・「ほっと」や「QU」等のアセスメントを活用し、人間関係の構築に必要な能力を育成
- ・生徒会活動等での異年齢交流や学校運営協議会を活用した地域の大人と関わる体験等の実施
- ・学校教育全体で「生命を大切にする」取組を充実
- ・いじめの根絶について生徒会が主体となった取組の推進
- ・弁護士、警察官経験者等の外部専門家を活用した生徒を対象とした講演会等の開催

5 いじめの早期発見

次の取組を推進する。

- 「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、隠蔽・看過・軽視することなく、積極的に認知する。
- 日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、実態把握に取り組む。
- 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- アンケート調査や個人面談における生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底するとともに、関係生徒に対する個人面談を方法、時間、場所等に細心の注意を払い、実施する。

【主な取組】

- ・教職員と生徒が触れ合う機会・時間の確保
- ・「いじめ対策委員会」における生徒に関する情報の集約、共有
- ・いじめの相談があった場合の適切な聴き取り方法や記録に係る研修
- ・定期的ないじめアンケート調査の年間複数回の実施、必要に応じた随時調査の実施
- ・定期的な教育相談の実施、必要に応じた随時相談の実施

6 いじめへの対応

(1) 関係する生徒への対応

- ① 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）
- ② 関係生徒への支援・指導

ア いじめを受けている生徒に対する支援

- ・共感的な理解
- ・安心できる環境の確保
- ・長期的な相談支援

イ いじめを行った生徒に対する指導

- ・相手の苦しみを理解させる指導
- ・自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
- ・温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
- ・人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導

※ 必要に応じて、出席停止による指導、及び関係機関（警察等）との連携を行う。

ウ 観衆や傍観者となった生徒に対する指導

- ・いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
- ・いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
- ・いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導

※ 関係生徒の個人情報については、その取扱に十分留意し、適切な支援・指導を行う。

(2) 家庭との連携

① いじめを受けた生徒の家庭に対して

ア 事実を速やかに伝える。

イ 保護者の心情や要望を十分にうかがった上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

② いじめを行った生徒の家庭に対して

ア 事実を速やかに伝える。

イ いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

(3) いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合などは、保護者会を開催することがある。

※ 家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

(4) 関係機関との連携

① 北海道教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、決して許されるものではない。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリングの設定
- ・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
 - 教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報提供
 - ・ネットパトロールによる情報提供
- ② 不当な書き込みへの対処

8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が概ね30日以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会（オホーツク教育局）に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

9 本方針の点検・見直し

本方針の点検、見直しには、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ていじめの防止等に関する考え方を共有しながら、円滑に進めていく。

- 「いじめ対策委員会」を中心とし点検、見直しのPDCAサイクルを確立する。
- 学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- 学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

令和7年度 北海道清里高等学校学校 いじめの防止等に向けた年間計画

1 目的

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得るということを十分に認識するとともに、いじめを決して許さず、被害生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くす必要がある。

本校では、いじめの積極的な認知や「いじめ対策委員会」を中心とした早期からの組織的対応により、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消に向けた取組を推進する。また、校訓である「自立 実践」を柱とした様々な教育活動によって、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目指していく。

2 具体的な取組（年間計画）

	会議・研修	未然防止	早期発見
4月	いじめ対策委員会 年度方針、計画作成 4月4日 新年度計画会議 職員の共通理解	入学生の情報把握 リーフレット配布 いじめ基本方針周知	個人面談 hyper-QU実施
5月		集団カウンセリング 全校ボランティア	
6月	いじめ対策委員会	集団カウンセリング 全校ボランティア 生活安全・情報モラル講話	校内巡視 いじめアンケート調査実施
7月	幼小中高生活指導連絡協議会 生徒指導担当者研究協議会(zoom)	性に関する講座 夏休み生活指導	三者面談 教育相談週間
8月	職員研修	地域貢献活動	三者面談 校内巡視
9月	いじめ対策委員会 中間反省会議		三者面談 hyper-QU実施
10月	生徒指導担当者研究協議会(対面)		教育相談週間
11月	生徒指導担当者研究協議会(ブロック別) いじめ対策委員会	集団カウンセリング	いじめアンケート調査実施
12月	幼小中高生活指導連絡協議会	冬休み生活指導	
1月			校内巡視
2月	いじめ対策委員会		三者面談
3月	年度末反省会議	春休み生活指導	三者面談